

令和6年度

日本脳炎ワクチンのお知らせ

これまで北海道では「日本脳炎の予防接種を行う必要がない区域」として指定されていました。

しかし、道民の方が道外・海外に行き来する機会が増えていることや、道内においてもわずかではありますが感染の可能性があることなどから、平成28年4月1日より北海道でも日本脳炎の予防接種が開始されました。

◆対象年齢と接種間隔◆ 《 》内は、接種可能年齢です。

第1期：標準接種年齢では初回接種は3歳～4歳の間、追加接種は4歳～5歳の間

初回接種・・・6日～28日以上の間隔をおいて2回接種

追加接種・・・初回(2回目)接種後、6か月～1年以上の間隔をおいて1回接種

合計3回接種

《 生後6か月～生後90か月(7歳6か月)未満 》

第2期：標準接種年齢では9歳～10歳の間

第1期追加接種後、おおむね5年～10年経過してから1回接種

《 9歳～13歳未満 》

★第1期～3歳のお誕生日前

★第2期～9歳のお誕生日前

に個別案内いたします！

※第1期の接種は生後6か月から可能ですが、余市町では標準接種年齢での接種をお勧めしています。

標準接種年齢以外で接種をする際は、医師とよく相談して接種しましょう。

★日本脳炎ワクチンは、過去にワクチンの副反応により接種を差し控えていた時期があり、全国でも接種を受けられなかった方がいます。以下の生年月日の方は、特例措置として接種を受ける事ができます！

・平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれで20歳未満の方

詳細につきましては、次ページにてご確認ください。

◆接種料金◆

無料(全額町が負担します)

※1 町内の医療機関以外で接種を受けた場合、または接種対象年齢を過ぎてから接種を受けた場合は全額自己負担となりますのでご注意ください。

※2 特別な事情(里帰り等)で、町内の医療機関以外で接種する場合は必ず接種前にご相談ください。

◆その他◆

接種の際には、必ず母子手帳をお持ちください。

(接種間隔の確認や、確実に接種記録を残すためにお持ちください。)

※母子手帳で接種歴・回数を確認のうえ、接種しましょう。

---医療機関によって接種日等異なる場合がありますので、あらかじめ医療機関にご確認ください。---

接種医療機関	電話番号	接種医療機関	電話番号
余市協会病院 ※保護者の同伴が必要になります	23-3126	よいち整形外科クリニック	48-5000
小嶋内科	22-2245	森内科胃腸科医院(仁木町)	32-3455
勤医協余市診療所	22-2861	積丹町立国民健康保険診療所(積丹町)	44-2175
北郷耳鼻咽喉科医院	23-5533	古平町立診療所海のまちクリニック(古平町)	42-2135

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】余市町役場民生部子育て・健康推進課 健康推進係 ☎:21-2122(課直通)

日本脳炎ワクチンの特例措置対象者について

日本脳炎ワクチンは、ワクチンの副反応により平成17年度から平成21年度にかけて、ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えがされてきました。そのため、その期間中に接種を受けることが出来なかった方で、以下の生年月日に該当する方は定期予防接種として日本脳炎ワクチンを接種することができます！！

◇通常の対象年齢と接種間隔◇ 《 》内は、接種可能年齢です。

第1期:標準接種年齢では初回接種は3歳～4歳の間、追加接種は4歳～5歳の間
初回接種・6日～28日以上の間隔において2回接種
追加接種・初回(2回目)接種後、6か月～1年以上の間隔において1回接種 } 合計3回接種
《 生後6か月～生後90か月(7歳6か月)未満 》

第2期:標準接種年齢では9歳～10歳の間
第1期追加接種後、おおむね5年～10年経過してから1回接種
《 9歳～13歳未満 》

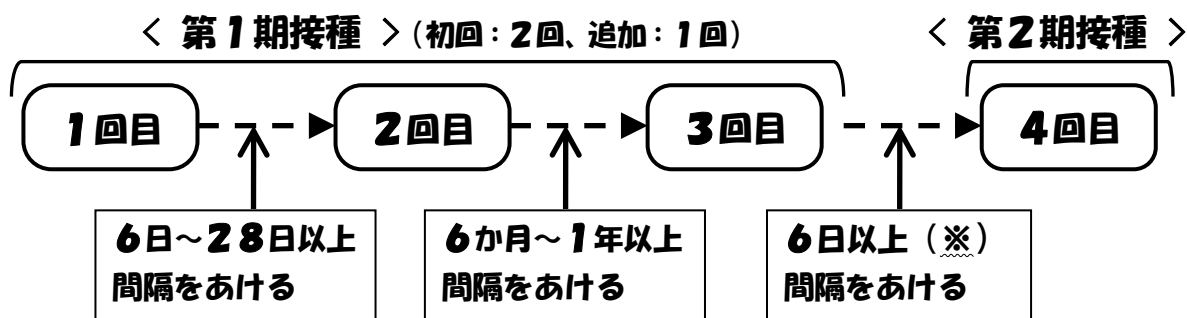
◇特例措置対象者と接種間隔◇

★以下は推奨される標準的な接種スケジュールです。こちらを参考に、医師とよく相談して接種しましょう。
なお、過去の接種歴によって接種できる回数が異なりますので、母子手帳で確認のうえ接種しましょう。

1.平成16年4月2日～平成19年4月1日 生まれ
(19歳11か月～17歳)

⇒ 20歳になるまでの間に第1期・第2期を接種することができます!

*接種間隔



(※)可能な限り、おおむね5年～10年あけることが望ましいとされています。

※20歳になるまでの間に第1期・第2期ともに接種を完了できなかった場合、
残りの回数の接種は定期予防接種の対象外となります。
(任意予防接種(全額自己負担)として接種することは可能です。)



※13歳から18歳未満の方で接種の際に保護者が同伴しない場合、必ず同意書が必要になります!
保護者が同伴しないお子さんが接種を希望される場合は、同意書兼予診票を送付いたしますので、
お手数ですが役場子育て・健康推進課 健康推進係(☎:21-2122)までご連絡ください。

日本脳炎ってどんな病気？ワクチン接種による効果は？

*どんな病気？どんな症状？

ブタなどの体内で増えたウイルスが蚊(コガタアカイエカ)によって媒介されて感染します。

東南アジアに広く分布する病気で、**ヒトからヒトへの感染はしません。**

感染から7日～10日間の潜伏期間のあとに数日間の高熱・頭痛・嘔吐などで発病し、急激に光への過敏症・意識障害・けいれん等の中枢神経系障害(脳の障害)を生じる急性脳炎です。

感染しても症状が現れずに経過する場合がほとんどですが、100人～1,000人に1人が脳炎を発症し、発症した場合、約20%～40%が死亡に至ります。また、生存者の45%～70%に後遺症が残ってしまう場合があります。

*ワクチン接種による効果と副反応は？

ワクチン接種により、日本脳炎の罹患リスクを75%～95%減らすことができると考えられています！

主な副反応としては、接種部位の腫れや紅斑・疼痛・内出血です。全身の反応としては、発疹・発熱・じんましん・嘔吐・腹痛などがみられます。その他にも、**ショック・アナフィラキシー**・**急性散在性脳脊髄炎(ADEM)**・**脳症**・**血小板減少性紫斑病**・**けいれん**などの重篤な副反応がみられることがまれにあります。

予防接種を受ける前に、注意事項をよく読んで理解しましょう！

(1) 一般注意事項

- ① 予防接種はその病原体の感染症を予防するものですので、体調のよいときに受けましょう。
- ② 接種後24時間は副反応(健康状態の変化)に注意しましょう。特に、接種後30分以内は急激な健康状態の変化に注意してください。
- ③ 接種後は接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動は避けましょう。接種部位の異常反応や体調が悪くなった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。診察を受けた場合は、役場の担当課に連絡してください。
- ④ 気になることや分からないことがあれば、接種を受ける前に医師や看護師に質問しましょう。
ただし、十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

(2) 健康被害救済制度

予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると認定されたときは、健康被害救済制度に基づき医療費などの給付を受けることができます。

(3) 予防接種を受けることができない人

- ① 接種当日、明らかに発熱(37.5度以上)のある人
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかの人
急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は接種を見合わせるのが原則です。
- ③ 現在妊娠している人、もしくは妊娠している可能性がある人
- ④ ワクチンに含まれている成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな人
「アナフィラキシー」とは、通常接種後約30分以内に起きるひどいアレルギー反応のことで、発汗・顔が急に腫れる・全身にひどいじんましんが出る・吐気・嘔吐・声が出にくい・息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。
- ⑤ その他、上の①～④に当てはまらなくても、医師が接種不相当と判断した人

(4) 予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない人

- ① 基礎疾患を有する人(心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害など)
- ② 今までにけいれんを起こしたことがある人、免疫不全の診断がされている人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- ③ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する人
- ④ 接種液の成分に対して、アレルギーがあるとされたことがある人

日本脳炎ワクチンの接種は、事前にワクチンの効果や副反応等について十分理解したうえで、

「受けるか受けないか」は本人または保護者の方が最終的に判断されますようお願いいたします。